

精華町国民健康保険病院の指定管理者による管理に関する年度協定

精華町国民健康保険病院（以下「精華病院」という。）の管理に関し、精華町（以下「甲」という。）と医療法人医仁会（以下「乙」という。）とは、次のとおり、精華町国民健康保険病院の指定管理者による管理に関する年度協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、精華町国民健康保険病院の指定管理者による管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）における指定管理業務の細目その他の事項及び精華町国民健康保険病院の目的外使用に係る使用料の取扱いに関する覚書（以下「覚書」という。）に関し、年度ごとに定める必要のある事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間とする。

（証明書等交付及び手数料徴収事務交付金）

- 第3条 基本協定第31条第1項に定める証明書等交付及び手数料徴収事務交付金は、毎月1回交付するものとする。
- 2 毎月1回の交付額は、乙が毎月1日から末日までに徴収した手数料に係る収入金の合計額に100分の105を乗ずるものとし、乙は、翌日の10日までに請求書を甲に提出するものとする。
 - 3 甲は、前項の請求書を受理したときは、受理した日の属する月の末日までに、乙の指定する預金口座に払い込むものとする。

（管理手数料）

- 第4条 乙が覚書第1条第2項に定める物件を甲に代行して管理する場合の同条第3項に定める管理手数料は、年度末に1回交付するものとする。
- 2 年度末に1回交付する額は、覚書第1条第1項に定める精華町行政財産の使用料徴収条例（昭和54年精華町条例第21号）に基づき算定した使用料の額と同額とする。
 - 3 乙は、2月末日までに請求書を甲に提出し、甲は、請求書を受理したときは、3月末日までに、乙の指定する預金口座に払い込むものとする。

（運営資金貸付金）

- 第5条 甲は、基本協定第30条第1項の規定に基づき、乙に対し、病院経営を支援するため、1億円を限度として運営資金貸付金（以下「貸付金」という。）を貸し付けるものとする。
- 2 乙は、第1項の貸付金に関して、甲に精華町国民健康保険病院運営資金等借用証書（以

下「証書」という。)を提出するものとする。

- 3 第2項の規定による貸付金に係る証書の提出に際しては、担保もしくは乙以外の第三者の連帯保証人を必要とするものとする。
- 4 乙は、第1項の規定により貸付金の貸し付けを受けた場合は、平成24年度の末日までに、全額を返済するものとする。ただし、返済方法については、甲と乙とが協議するものとする。
- 5 貸付金の利子については、年0.4%（満期一括償還）とする。

（施設・設備の改良・改修工事）

- 第6条 甲は、基本協定第22条第1項に規定する施設等の改良工事及び改修工事に関する経費を、963万1千円を限度額として負担するものとする。
- 2 甲は、乙の承諾を得て、第1項に規定する工事のうち緊急に対応する必要があるものは乙に委託することができる。
 - 3 前項に規定する委託する場合の内容及び工期等工事の委託に関し必要な事項は、別途甲と乙とが協議を行い定めるものとする。

（政策的医療）

- 第7条 乙は、透析医療を政策的医療として提供しなければならない。ただし、甲は、これに係る経費を負担しないものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

- 第8条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

（協定の解除）

- 第9条 基本協定第42条第1項の規定により、基本協定が解除されたときは、この協定は解除されることとする。

（疑義の決定）

- 第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年4月1日

甲 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70番地
精 華 町
町 長 木 村 要

乙 京都市伏見区石田森南町28番地の1
医療法人医仁会
理事長 武 田 隆 久